

令和5年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業 質問事項に対する回答

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1	事業者募集要項 P3	第4 補助金の交付 第2項	空き家の解体費用の負担に係る補助金の交付および空き家の家財整理費用の負担に係る補助金の交付は、空き家相談当事者の負担軽減に充てるものと認識しています。事業者へ補助交付があったとしても、実質的には事業者向けの補助ではないという理解でよろしいでしょうか？	空き家の解体及び家財整理に係る費用の負担については、事業者が契約金額の一部を負担した際、事業者の負担額について東京都が補助金を支払うものです。交付額については、空き家の解体及び家財整理に係る相談者への値引き等に充当していただきます。
2	事業者募集要項 別紙様式2-4	第4 実施体制 最下段	「空き家の解体及び家財整理に係る費用の負担の実施体制については、費用の負担を実施する際の具体的なフローを示しながら記載してください。」とありますが、補助額(上限100,000円)の100%を空き家相談当事者へ還元するフローになりますでしょうか？	実施体制については、解体又は家財整理に係る費用の負担に関する実施体制についての具体的なフローをお示しください。東京都が支払う補助金について、相談者への値引き等に充当することが確認できれば、費用負担の種類、金額等については自由に設定いただいても構いません。
3	補助金交付要綱 P8	第6 補助対象経費 第1項 (2)事業者の相談事例報告書作成に要する経費	相談事業によって事業者が東京都に提出する報告書は「事業年度内」に解決に至ったものとありますが、令和4年度の窓口事業者が令和5年度窓口事業者になった場合、令和4年度から令和5年度への相談案件の繰り越しは補助対象案件となるのでしょうか？	令和4年度採択事業者が令和4年度中に当初相談を受けた案件について、令和4年度中に補助対象として補助金を交付されておらず、令和5年度中に補助金交付要綱第6第1項(2)に該当する空き家の解決に至った場合には、補助対象案件となります。
4	事業者募集要項 P4	第7 応募手続等 第1項 応募資格 (1)内、相談窓口の設置状況について	本項目に記載のある「都民からの空き家の利活用に関する相談に応じる相談窓口を設置」という要件についてですが、相談窓口は必ずしも店頭窓口等に限らず、WEBページからの問い合わせフォーム等、形式は問わないという認識でよろしいでしょうか。	店頭窓口に限らず、都民からの空き家の利活用等に関連する相談に応じる相談窓口を設置している場合には、応募資格を満たすものといたします。ただし、本事業の補助対象事業者として採択された際には、補助金交付要綱第5第2項(1)のとおり、東京都内に無料の相談窓口を設置していただく必要があります。
5	事業者募集要項 P5	第8 応募書類 第1項 応募書類の種類 (5)令和3年度収支決算書 (6)令和4年度収支予算書	本項目に掲げられた書類について、それぞれ下記の通りご確認させていただきますと幸いです。 (5)収支決算書 有価証券報告書にて当該内容を開示しておりますが、その抜粋を提供する形でよろしいでしょうか。 (6)収支予算書 具体的にどのような費目が必要になるのかご教示いただきたく存じます。大変恐縮ですが、可能な範囲で例示やフォーマットがあればご提供いただきたく存じます。	(5)収支決算書については、有価証券報告書の該当箇所の抜粋を御提出いただければ問題ございません。 (6)収支予算書については、定められたフォーマット等はございません。今年度の収支予定等を確認させていただき趣旨ですので、貴社において作成されている直近の収支予算書等を御提出ください。
6	事業者募集要項 P6	第9 審査・選定 第1項 選定方法	本項目に記載されているプレゼンテーションについてですが、Office PowerPointを使用したスライド提示方式での実施でしょうか。実施環境などについて事前に共有いただける点があれば、ご教示いただきたく存じます。	プレゼンテーションについては、御提出いただいた事業提案書のみにより行います。プレゼンテーションの詳細については、プレゼンテーションへの参加が決定した際に、別途通知文にてお知らせします。

令和5年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業 質問事項に対する回答

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
7	補助金交付要綱	全般	当社は当該事業について、CSRの観点から、補助金をいただかなくとも推進すべき社会問題だと認識しております。 つきましては、補助金の受取を辞退させていただき、事業を推進していくという選択肢を取ることも可能でしょうか。	御認識のとおり、東京都の空き家問題は様々な主体によって解決を目指す必要があると考えておりますが、本事業は、東京都が空き家の利活用等の普及啓発と相談事業を一体的に実施する事業者に対して補助を行うものとしております。つきましては、本事業の補助対象事業者となった事業者が補助金を辞退されることは想定しておりません。
8	補助金交付要綱 P2	第5 補助対象事業 第1項 普及啓発事業	過年度選定された事業者のセミナー・イベント開催履歴を確認したところ、自治体の共催・後援のものも多く見受けられるようですが、これは東京都や各自治体からの斡旋に応じて各事業者が対応しているものでしょうか。 また、その場合の開催経費に係る事業者負担額の概算を過年度の実績からご教示いただけますでしょうか。	東京都から区市町村等に対し、本事業及び採択事業者について情報提供等は行いますが、セミナー・イベント等については、東京都から斡旋を行うものではありません。 採択事業者から区市町村等への働きかけ、又は、区市町村等からの採択事業者に対する依頼等により、区市町村等と連携して普及啓発事業を実施していただきたいと思っております。 また、セミナー・イベント等の開催経費に係る事業者負担額の概算につきましては、予め都で設定しているものではなく、過年度実績も非公表とさせていただきます。